

概要シート

件名	松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	まちづくり課
関係課	
改正対象	松前町町営住宅管理条例施行規則（平成25年松前町規則第2号）
根拠法令等	公営住宅法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第359号）
改正理由	公営住宅入居者の家賃算定の基礎となる収入の計算は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）において定められており、所得税法（昭和40年法律第33号）を参考としながら、各種の人的控除が設けられている。所得税法の改正による給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、未婚のひとり親に対する控除の新設及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、公営住宅制度における人的控除の見直しが行われたことによる。
改正の主な内容	様式第1号の改正 〔控除の種類〕 ・給与所得者等及びひとり親の追加 ・寡婦又は寡夫の削除 ・その他用語の修正
施行日	公布の日
【その他参考事項】	